

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
高知県議会告示	
◎高知県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程	1
◎情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例施行規程	1
◎高知県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程	2
◎高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正	3
◎高知県政務活動費の交付に関する規程の一部改正	3

規 則

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月28日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第27号

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第10条中「認め印を押すとともに、」を削る。

別記様式中
「高知県知事 ◎」
を
「高知県知事 _____」
に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議 会 告 示

高知県議会告示第2号

高知県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。
令和7年3月28日

高知県議会議長 三石 文隆

高知県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号。以下「条例」という。）の規定による記録の作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
- 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
- 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。
（電磁的記録による記録の作成）

第3条 委員長は、条例第27条第3項の規定に基づき職員をして同条第1項の規定による記録の作成を電磁的記録によりさせるときは、当該記録の作成を文書等（高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定。第5条において「会議規則」という。）第127条第1項に規定する文書等をいう。第5条において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を当該職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成をさせるものとする。
（氏名又は名称を明らかにする措置）

第4条 条例第27条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名とする。
（会議規則との関係）

第5条 条例の規定による文書等の作成（条例第27条第1項の規定によるものを除く。）又は保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に

については、条例及びこの規程に特別の定めがある場合を除くほか、会議規則第128条の規定の例による。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、条例の規定による記録の作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

高知県議会告示第3号

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例施行規程を次のように定める。

令和7年3月28日

高知県議会議長 三石 文隆

情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例施行規程

（趣旨）

第1条 この規程は、情報通信技術を活用した高知県議会の活動の推進に関する条例（令和6年高知県条例第1号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定により議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。
（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 電子署名 次に掲げるものをいう。
 - 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名
 - 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名
 - 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

（2）電子証明書 議会等に対して申請等を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において識別することができるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場

合を含む。)の規定に基づき同条第5項の登記官が作成したもの
イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの
ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
エ アからウまでに掲げるもののほか、議長が定めるもの
2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義は、情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。 (適用除外規程)
第3条 情報通信技術活用条例第2条第1号の議長が別に定める規程は、高知県議会傍聴規則（昭和36年12月高知県議会告示第1号）とする。 (申請等に係る電子情報処理組織)
第4条 情報通信技術活用条例第3条第1項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機（議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものに限る。第9条において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。 (電子情報処理組織による申請等)
第5条 情報通信技術活用条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して申請等を行う者は、議長が別に定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。
2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。次条において同じ。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
3 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）申請等について、第1項の規定により当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。 (氏名又は名称を明らかにする措置)
第6条 情報通信技術活用条例第3条第4項の氏名又は名称を明

らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名又は前条第2項ただし書に規定する措置とする。
2 情報通信技術活用条例第4条第4項及び第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名とする。 (情報通信技術による手数料の納付方法)
第7条 情報通信技術活用条例第3条第5項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって議長が定めるものは、第5条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。 (電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当であると認められる部分がある場合)
第8条 情報通信技術活用条例第3条第6項の議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合 (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると議長が認める場合
2 情報通信技術活用条例第4条第5項の議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると議長が認める場合 (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると議長が認める場合 (処分通知等に係る電子情報処理組織)
第9条 情報通信技術活用条例第4条第1項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。 (電子情報処理組織による処分通知等)
第10条 議会等は、情報通信技術活用条例第4条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。 (電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式)
第11条 情報通信技術活用条例第4条第1項ただし書の議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。 (1) 第9条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力 (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところにより行う届出 (電磁的記録による縦覧等の方法)
第12条 議会等は、情報通信技術活用条例第5条第1項の規定に

基づき電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、議会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。 (電磁的記録による作成等の方法)
第13条 議会等は、情報通信技術活用条例第6条第1項の規定に基づき電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により行うものとする。 (その他の手続等への準用)
第14条 議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等（情報通信技術活用条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規程の規定の例による。 (委任)
第15条 この規程に定めるもののほか、議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が別に定める。
附 則 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
高知県議会告示第4号 高知県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程を次のように定める。 令和7年3月28日 高知県議会議長 三石 文隆
高知県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程 (趣旨)
第1条 この規程は、高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定。以下「規則」という。）の規定による文書等の通知及び作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項を定めるものとする。 (定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 電子署名 次に掲げるものをいう。 ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会等に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき同条第5項の登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、議長が定めるもの

2 前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第3条 規則第127条第1項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機（議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものに限る。第5条及び第9条において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。（電子情報処理組織による議会等に対する通知）

第4条 規則第127条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長が別に定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を、前条の議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名（通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。第10条

において同じ。）を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。（議会等からの通知に係る電子情報処理組織）

第5条 規則第127条第2項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。（電子情報処理組織による議会等からの通知）

第6条 議会等は、規則第127条第2項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。（電子情報処理組織を使用する方法により議会等からの通知を受ける旨の表示の方式）

第7条 規則第127条第2項ただし書の議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところにより行う届出（電磁的記録に記録されている事項を表示する方法）

第8条 規則第127条第4項の議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録されている事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。（配布に係る電子情報処理組織）

第9条 規則第127条第4項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。（氏名又は名称を明らかにする措置）

第10条 規則第127条第5項の氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当であると認められる部分がある場合）

第11条 規則第127条第6項の議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

（電磁的記録による作成等の方法）

第12条 議会等は、規則第128条第1項の規定に基づき電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により行うものとする。（準用等）

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項において準用する場合を含む。）の規定による交付、同法第123条第4項の規定による報告又は同法第137条の規定による招状の発出を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から前条までの規定を準用する。

2 規則の規定による文書等の通知及び作成等（規則第127条又は第128条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、規則に特別の定めがある場合を除くほか、規則第127条及び第128条並びにこの規程の規定の例による。（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、規則の規定による文書等の通知及び作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

高知県議会告示第5号
高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年12月高知県議会告示第3号）の一部を次のように改正する。
令和7年3月28日
高知県議会議長 三石 文隆

第10条中「認め印を押すとともに、」を削る。
別記様式中
「高知県議会議員_____」
を
「高知県議会議員_____」
に改める。

附 則
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

高知県議会告示第6号
高知県政務活動費の交付に関する規程（平成13年4月高知県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。
令和7年3月28日
高知県議会議長 三石 文隆

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第4号様式中「㊟」を削る。

別記第7号様式及び別記第8号様式中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。